

とよおか



# 農香だより

No.44  
2019.

# 12



豊岡市長に意見書を提出しました。…………… 2P  
頑張ってます! 農地利用最適化推進活動 …… 4P  
特集 伝統農産物・特産農産物の紹介 …… 5P  
視察研修レポートについて ……………… 6P

# 豊岡市長に意見書を提出しました

令和2年度の予算編成に先立ち、一〇月八日、森井会長をはじめとする代表委員5名で市長室を訪れ、意見書の趣旨を説明し、市の農業の実態に応じた農業施策を積極的に推進いただくよう、市長に意見書を提出しました。

## (2) 発生防止及び解消に向けた具体的な支援について

遊休農地を活用できるよう、水稲、畑作、ビオトープ等による活用提案を行うなど、幅広い支援を進められたい。

ア 遊休農地解消のため、畑作での農産物の生産販売の推進を図られたい。

イ 個人では対応できない状態の遊休農地解消について、組織での対応を支援されたい。

ウ 重機等を使用する復田や復畑、農道の拡幅や水路等の基盤整備をすれば耕作できる農地について、市・県が一体となり、補助制度を活用した整備を積極的に推進されたい。

ては、次のとおり更なる充実を図られたい。

ア 新規就農者を増やすため、農業スクールは非常に有効な施策と思うので継続を図られたい。

イ 新規就農者の自立には、複数年の研修と支援が必要であるため、農業スクール卒業後の支援を検討されたい。例えば、様々な団体で実施される研修情報を総合的に収集し、新規就農者に合致するものを紹介する支援窓口を設置されたい。

ウ 初期投資に対する支援制度を継続されたい。

エ 農業スクールの対象年齢を四十五歳までに引き上げられたが、国の関連する制度の対象年齢直しに合わせ、さらに五〇歳未満まで引き上げられたい。

更なる推進体制を構築されたい。

イ 既設の集落営農等の組織では、米価の下落や構成員の高齢化等により存続が厳しい組織もある。各組織の状況を把握し、再構築等も含めた経営改善の指導を行い、経営安定につながる取り組みをされたい。

ウ 集落営農組織を法人に移行する際は、法人化のメリットを活かした儲かる農業、持続可能な農業を目指した指導等を図られたい。

## (3) 農業経営の支援について

上段2の(1)イの新規就農者への支援窓口は、担い手、集落営農の構成員も対象とされたい。

## 3 地域を支える農政

### (1) 人・農地プランの取り組みについて

人・農地プランは、重点的に推進するよう法改正されたが、今後、集落に入るため、市・農業委員会・区・農会の連携を深める施策に取り

## 1 遊休農地の発生防止及び解消

### (1) 農地利用最適化に関する連携支援について

地元各区・農会・営農組合組織等の協力を得て、担い手への利用集積等の推進を図っているが、より一層、市・県・国・農地中間管理機構の補助制度の活用等連携支援を強化されたい。



市長と森井会長他代表委員

## 2 担い手農家や集落営農等の育成と支援

### (1) 新規就農者に対する支援について

担い手不足の中、市の新規就農者への支援は有効と考えている。ついで

### (2) 集落営農等の育成と支援について

ア 集落や地域の実情にあった営農組織の設立を支援するため、市・農業委員会・県・JAが一体となった

組まれない。

## (2) 多面的機能支払交付金制度の推進について

引き続き事務の簡素化を要望するとともに、活用している地域の実施方法を収集のうえ、活用や事務処理方法等を質疑応答集のようなものにとまとめ、全市的に周知するなどして、一層の推進をされたい。

## (3) 中山間地域における農村を活性化する支援について

ア 新規就農者の育成支援

認定農業者等の担い手がいない中山間地域において、今後、中心経営体として有力と考えられる退職者や農業以外の仕事を持っている方をターゲットに、『半農半X（半自給的な農業と仕事を両立させる生き方）』等の多様な形態で新規就農を促す支援を検討されたい。

イ 周辺集落を包括する支援制度

中山間地域において、個人はおろか単独集落でも遊休農地解消が困難となっている状況が見受けられており、周辺集落を包括する土地改良区、コミュニティ等を対象とした、遊休農地解消の新たな支援制度を検討されたい。

ウ 農業者以外との協力を進める施策

農産物を加工する産業や『半農半X』に共感する企業の誘致、地元企業の理解の促進等、農業者以外との協同により、農業を活性化する施策を検討されたい。

## 4 有害鳥獣の被害防止対策の強化

### (1) 個体数減少のための対策について

ア 有害鳥獣の被害はなかなか減らない状況にある。さらなる捕獲体制を強化されたい。特に中型獣の捕獲を強化されたい。

イ 狩猟者の増加を図る狩猟免許取得や免許更新支援のさらなる充実を図られたい。

### (2) 被害防止対策の強化について

ア 防護柵、捕獲檻の設置に対する支援の充実を図られたい。また、修理等管理に対する支援を検討されたい。

イ サルによる被害が深刻な地域があるため、有効な対策を実施されたい。峠道や橋梁等、公道により電気

柵での対応ができない場所については、対策が困難であることは承知しているが、この部分からの侵入が被害を拡大させている現状から、新しい対策について検討を継続されたい。

## 5 環境にやさしい農業の推進及び地産地消と食農教育

### (1) 環境にやさしい農業の推進について

市内農業について、有機JAS、G G A P の認証の推進、豊岡農業のブランド醸成等、さらなる高付加価値化を推進されたい。

### (2) 地産地消と食農教育の推進について

ア 安定的な販売先の確保や環境にやさしい農産物の恵みを享受するため、農産物の域内流通の仕組みづくりを検討されたい。「コウノトリ育む農法」のお米や「コウノトリの舞」の農産物についても市内での消費を推進されたい。

イ 子どもの料理教室の開催、伝統食、行事食の普及等により、食と地域のつながりから、子どもや若い世代が農業に関心を持つ取組みを実施されたい。

### (3) 農業のブランド化の推進について

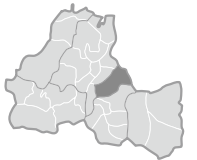
ア 豊岡市の独自ブランド「コウノトリの舞」に象徴される農産物の普及拡大のため、販売促進の強化策を検討し、実行されたい。

イ 豊岡の農業は、安全・安心・おいしいというブランドイメージが定着し、消費者から信頼される農産物となるよう、「豊岡基準」を創設するなどの施策を検討されたい。



市長・副市長との意見交換

## 神美地区 (豊岡地域)



神美地区は、豊岡市の東部に位置し、中山間地域と平坦地域の2つの地域があり、稲作を中心として農地が管理されています。

私が、農地利用最適化推進委員となり、約3年、推進委員として、地区内をパトロールし、遊休農地を確認しています。

農地パトロールをして感じたことは、小さな変化はあるが、大きな変化は見られていません。

平坦地域では、担い手と呼ばれる大規模農家を中心として、農地が集積・集約化され、水稲を中心に農地が管理されているため、当面は、心配ないと感じています。



ビオトープとなった水田

一方、中山間地域においては、大規模農家はいませんが、個々の農家において水稲が作付されています。

また、当地区は次のとおり、様々な方法で農地管理が行われています。

①耕作困難な田を荒廃・山地化しないように草刈りしている  
②中間管理機構を利用し、利用調整を実施している

③地区内の耕作者、区民で年1回、草刈り、耕うんしか行っていない農地を、昨年、地区の景観と農地を守るため、区長が先導となりビオトープとした

④区民一丸となり、農道整備、用排水路の確保のため、水路の維持管理を実施している地区があり、幸い、今のところ、多数の遊休農地は、確認していません。

今後は、高齢化、担い手不足による遊休農地が増えていくと思います。

農地を守るため、農家の皆さんと話し合い、知恵を出し合ってくださいと思います。

(推進委員 栗原 安信)

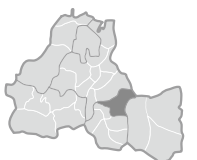


栗原推進委員  
神美地区



北垣農業委員  
新田・神美地区

## 小野地区 (出石地域)



出石地域の小野地区は豊岡市の南東に位置し、平野部を中心に水稲作付面積は約百六十畝あります。

地区を構成する行政区は、4区あり、宮内区は平野部中心で、農地が約五十畝あり、人・農地プランを作成され、袴狭区も平野部中心で約五十五畝あり、集落営農組合が法人化されています。

口小野区は、平野部約二十三畝、山間部が約六畝、奥小野区は中山間地で約二十七畝でそれぞれ核となる方々が水稲を中心に頑張っておられます。

しかし近年、鹿やイノシシ等の獣害がひどくなり、口小野と袴狭区の一部で、ワイヤーメッシュ柵で、それ以外の地区は、電気柵等で防止対策を行っています。

頑丈で効果の高いワイヤーメッシュ柵ですが、行政の補助を受けても、地元負担が高額、施工の問題もあり、なかなか普及していません。山間部ではさらに、地形も複雑



宮内区岡田のソバ

で維持管理も手間がかかります。

また、将来高齢化が進むと維持管理が困難になると思われます。

その中で、宮内区の山間地の岡田では、このままでは、農地が山に変わってしまうとの思いから、一部ですが、今年から、ソバの栽培を始められました。また、区内の畜産農家と連携し、和牛の放牧も検討されています。

地域で獣害対策や農地の改良を行えば、農地を守っていけるのではと感じています。

私自身が新規就農した時も獣害で苦労したため、守れる農地は、条件を整え、若手農家や新規就農者に参入してもらえたらと思っています。

最後に、山間地も含めて農地を次の世代に引き継げるように地域の方々と一緒に頑張っていきたいです。

(推進委員 中務 嘉紹)



中務推進委員  
小野地区



大原農業委員  
小野地区・小坂(田多)・安良地区

昔から農家や地域で大切に守られてきた多くの伝統農産物や特産農産物等を皆さんに知ってもらい地域農業の振興に役立ててもらうため、平成28年度にマップを作成しました。(No.36農委だより)特集で農産物等を紹介したいと思います。今回は「つるし柿」です。

### 『もつたいたい』を特産物へ 神鍋つるし柿

つるし柿の効能は、カリウム、食物繊維を豊富に含み、血圧の上昇を抑え、生活習慣病予防にも効果があると言われています。

神鍋高原は、標高が高く日本海からの寒風を受け、良質のつるし柿が仕上がります。十一月中旬を過ぎると、各農家の軒先には、山々の紅葉に合わせ、つるし柿のすだれが現れます。

三十年程前、神鍋高原のお土産になるものを探していた時、たわ



家の軒下に吊るされた柿

わに実る柿をみて、「もつたいたいなあ」と思い、これを特産物にできないかと試行錯誤し、たりついたのが、このつるし柿でした。

その後、神鍋つるし柿生産組合が設立されました

材料の柿は、**大美濃柿**と**平核**

**無柿**で、農家から柿を集めることから始め、皮むきをお願いし、今は、栗栖野の作業場に集められます。皮むきは機械でも行いますが、効率は、農家の女性の包丁さばきには敵わないそうです。

集荷した柿は、**硫黄燻蒸**、自然乾燥し、渋みを抜きます。随



自然乾燥の様子

時、手もみして肉質を均一化しながら、風乾燥を続けます。果糖が結晶し、表面に粉が吹いてくると脱酸素剤を使用し、真空パックします。

現在は、地元の農業生産法人「(株)Teams」と業務提携し、販路も拡大し、道の駅「神鍋高原」を始め、但馬各地のスーパー、土産物店に並びます。

生産者の一人の北村哲三さん(日高町山宮)は、「今、一番の問題は、後継者がいないこと。何とか次の世代へ引き継ぎたい。」と熱く語っておられました。

来年のお正月には、神鍋つるし柿で、より一層の実りになればと思います。

(農業委員 原 清美)



神鍋つるし柿

地域の農家を応援する

# (有) 原田 種 苗 店

豊岡市弥栄町4-56 TEL(0796)23-0567

# 視察研修レポート

令和元年度豊岡市農業委員会の行政視察を令和元年十月三十一日に実施し、農業委員、推進委員合わせて二十九名、事務局二名、計三十一名が参加しました。

## 兵庫県立 農林水産技術総合センター

十月三十一日、加西市にある兵庫県立農林水産技術総合センターを視察しました。

センターの役割として、多

様化する生産者や消費者ニーズを的確に捉え、安全な食生活の現実に寄与する品種改良、生産加工技術の開発、農林水産分野への普及による地域農業振興への取り組み、各センターの機能を機動的、効率的に発揮する総合的な試験研究機関として活動しています。

その成果は、行政、関係団



体と連携して農林業者に普及するほか、行政施策の実施に役立っています。

また、担い手等の人材育成機関として農業大学校を併設しているとの説明を受けました。

研究開発事例の説明では、稲作で、安価で高精度なトラクタガイダンス、土地利用型農業におけるガイダンス活用事例や導入効果、酒米新品種Hyogo Sakae85『兵庫錦』の育成について聞きました。

続いて、施設見学を行い、



イチゴハウスで、兵庫方式高設栽培装置、兵庫オリジナルイチゴ品種、トマトハウスでは、施設野菜の低コスト高品質化及び露地野菜の収量安定生産を考慮した方法について説明を受けました。

今回の視察研修は、これからの農業を考える良い機会でした。スマート農業を取り入れ、安心・安全、低コストで高品質、安定生産できる技術を取り入れて、遊休農地の解消及び、農地保全・景観保護が少しでも進むようにできればと思っています。

(農業委員 北垣裕次)



## 地産地消・食農教育

11月5日に、市立港認定こども園で、農業委員・農地利用最適化推進委員4名が参加し、食農教育として、サツマイモの収穫とクッキング体験を実施しました。園児たちの「おかわり」の元気な声が聞けました！



### メニュー

サツマイモご飯  
サツマイモのピザ  
芋づるのきんぴら  
さつまい

### クッキングの様子



### サツマイモ収穫



※農業委員会では、その他にも、市立五荘奈佐幼稚園で田植え、稲刈り体験もお手伝いしています。(表紙及びP8参照)

## 農地法等の申請受付日の変更について

申請受付は、毎月1日から5日です。(最終日の5日が休業日の場合は翌営業日)2020年1月の申請受付日が、1月6日(月)のみとなるため、12月27日(金)を追加します。

月	申請受付日
1月	12月27日(金)、6日(月)
2月	3日(月)、4日(火)、5日(水)
3月	2日(月)、3日(火)、4日(水)、5日(木)

蜂須賀久人農業委員が去る十月七日、逝去されました。心からご冥福をお祈りします。

蜂須賀久人農業委員  
ご逝去



## 農地の売買、転用には許可が必要です。

### (1) 農地の売買等(農地法第3条)

- ① 農地の売買・賃貸借等による権利移動には、農地法第3条の規定による農業委員会の許可が必要です。
- ② 買い手、借り手について、農地を効率的に利用するかを審査するため、要件があります。(全部効率利用、農作業常時従事、下限面積40アール等)

### (2) 農地転用(農地法第4条・第5条)

- ① 農地に住宅や倉庫を建てるなど農地以外に転用する場合(農地法第4条)、農地を買ったり、借りたりして転用する場合(農地法第5条)には、農業委員会を経由して兵庫県知事の許可が必要です。
- ② 場所によっては、転用できない場合があります。
- ③ 違反転用には罰則があります。

### (3) 農地改良届

田を嵩上げして畑にするなど、農地の形状変更を伴う農地改良を行う場合は、農地改良届出書を提出する必要があります。

### (4) 手続き

- ① 許可通知は、農地法第3条は申請後約1か月後、第4条・第5条は申請後約2か月後となります。(農地改良届の受理通知は提出後約1か月後)
- ② 各申請、届出は事前に農業委員会事務局にご相談されることをお勧めします。
- ③ これらの申請、相談は行政書士に依頼することもできます。

### (5) ご注意頂きたいこと

農地法の適用対象となる「農地」とは、耕作の目的に供される土地と定義されています。(農地法第2条第1項)  
土地登記簿上の地目が農地以外でも、土地の現況が農地の場合、権利移動や農地転用するときは、農地法の許可を受ける必要があります。

## 農地の利用意向調査を実施しました!

農業委員会では、農業委員・農地利用最適化推進委員が夏の農地パトロール等で、今年度、新たに遊休農地であると判断した農地の所有者等に対し、農地の利用意向調査を実施しています。

この調査は、該当する農地の今後の利用意向について、回答をいただくもので、農地法に基づいて、2016年度から毎年実施しています。

今年度は、該当する104名、216筆で農業委員・農地利用最適化推進委員による戸別訪問や郵送にて実施しています。

まだ、回答がお済みでない方は、早急に回答をお願いします。

不明な点等がございましたら、事務局もしくは、地元の農業委員・農地利用最適化推進委員までお尋ねください。



農地パトロールの様子

回答用紙

農地における利用の意向について

氏名 平 野 洋 子  
住所 兵庫県 姫路市 東区 西町 1-1-1

電話番号  
TEL: 079-222-XXXX

下記の農地についてご回答をお願いします。  
注: 調査対象となる農地は、農地法第3条第1項第1号の農地(農地法第4条第1項第1号)と農地法第5条第1項第1号の農地(農地法第5条第1項第1号)に該当する農地です。農地法第3条第1項第2号の農地(農地法第4条第1項第2号)と農地法第5条第1項第2号の農地(農地法第5条第1項第2号)は調査対象外です。

調査対象の農地(調査対象となる農地)についてご回答をお願いします。

調査対象の農地(調査対象となる農地)	利用意向調査の結果(利用意向)	利用意向調査の結果(利用意向)	利用意向調査の結果(利用意向)	利用意向調査の結果(利用意向)	利用意向調査の結果(利用意向)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

注: 1. 調査対象の農地(農地法第3条第1項第1号の農地)と農地法第5条第1項第1号の農地(農地法第5条第1項第1号)の調査対象となる農地については、調査対象となる農地であることを確認してください。  
2. 調査対象となる農地(農地法第3条第1項第1号の農地)と農地法第5条第1項第1号の農地(農地法第5条第1項第1号)の調査対象となる農地については、調査対象となる農地であることを確認してください。

子どもたちが、5月に田植えをした、庄地区内の約50㎡の田んぼで、9月5日に稲刈りを体験しました。

当日は、前日に降った雨も上がり稲刈り日和となりました。

最初に稲刈りの方法について説明を受けた後、農業委員、農地利用最適化推進委員の指導のもと、保護者や先生にも手伝って頂きながら、一度に8人ほどが順番に田んぼに入り稲刈りを行いました。

最初は、雨でぬかるんだ田んぼに足を取られ、長靴が脱げたり、転倒したりと大変でしたが、慣れてくるとぬかるみの中を飛び回る子どももあり、楽しそうでした。稲束を稲木に架け、一時間程で作業は終了しました。子どもたちは、「おにぎりで食べるのが楽しみ」と話していました。

最近では、農村でも自然や農業に接することが少なくなりました。このような体験を通じ、子どもたちに自然や農業に関心をもつ情操が育てばと思います。

(農業委員 大原 博幸)



ゆり組園児と保護者、関係者の皆さん



ばら組園児と保護者、関係者の皆さん

# 全国農業新聞

全国農業新聞を購読してみませんか!

農業の最新情報を提供

\*お申し込みは  
農業委員会  
事務局へ

週刊(毎週金曜日発行) 月700円(送料、消費税込)

## 編集後記

昭和を三十年、平成を三十年生きた農業者からこんなことを聞いた。「この勢いで令和も三十年頑張るぞお」と。

幼い頃は、昨日までできなかったことがすぐ出来るようになった。しかし、この年では、この前まで出来ていたことが、出来なくなってきた。体力には限界があるが、英知と知恵は衰えることはない。元氣なうちに若者、特に農業スクール生に伝授することが大切だと感じている。

次代を担う後継者として育てて貰いたい。豊岡・但馬地域の農業の将来に期待をした。

(編集委員長 西沢 泰裕)



農業委員会だより第44号は私たちが担当しました。

後列左から 永井辰正、北垣裕次、大原博幸  
前列左から 原 清美、西沢泰裕、井谷勝彦